

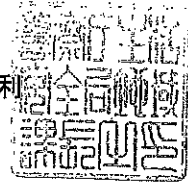


覚 書

警察庁丁地発第12号
警察庁丁生環発第41号
国海職第485号
平成14年2月13日

警察庁生活安全局地域課長

深 草 雅 利



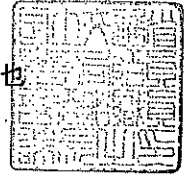
警察庁生活安全局生活環境課長

吉 田 英 法



国土交通省海事局船員部船舶職員課長

森 重 俊 也



船舶職員法の一部を改正する法律案の閣議決定に際し、警察庁と国土交通省は下記のとおり確認する。

記

1. 本改正は、各都道府県の水上新規制定を制約するものではないこと。
2. 国土交通省は、改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「改正後の法」という。）第23条の3⁶の規定に基づく国土交通省令を制定し、又は改正するに当たっては、全国共通の観点から定めることとし、地方によって差を設けないこと。
3. 改正後の法第23条の3⁸2の規定は、警察官が警察法第2条に規定する警察の責務を遂行するために行う活動において改正後の法第23条の3⁶の規定に違反する事実があったことを知ったときに当該事実を改正後の法第23条の3⁴の規定による再教育講習又は第23条の7第1項の規定による国土交通大臣の処分⁸に反映させるために設けるものであり、警察官が改正後の法第23条の3²の規定による通知をしたときは、国土交通大臣は、これに誠実に対処すること。
4. 改正後の法第23条の3⁸2に規定する海上保安官による通知は、海上保安庁法第2条第1項に規定する海上保安庁の事務の範囲内において行われるものであること。
5. 警察庁及び国土交通省は、改正後の法第23条の3⁶2の規定の円滑かつ適切な運用が図られるよう、改正後の法の施行に向けて、引き続き協議をすること。
6. 国土交通省は、改正後の法第23条の7第1項第2号、第23条の3⁶若しくは第23条の3⁴第1項の規定に基づく国土交通省令を制定し、又は改正するに当たっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁と協議すること。